

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	異議申立日 異議申立番号	異議申立ての理由等
1	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第736号)	外国籍住民指針「人種差別撤廃条約」 解釈する為、府情第2128「弁明書」 の一文上、「強硬かつ再三～業務の 支障」示す点求む。府民の声は指針 を示す。又、①「不就学」是・非求め る。②生保の準用の是・非求める。③ 私学大学課の案件 ※①②の声	平成25年8月22日付け 広第1539号	不存在 非公開	請求の趣旨は「本件請求人にかかる『府民の 声』のうち、『日本人と外国籍が異なる規定等を 示す文書』が添付されているもので府民文化部 府政情報室広報広聴課が保有するもの」である と理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、府 民文化部府政情報室広報広聴課は、府民等か ら府に寄せられる提言、要望等を「府民の声」と して登録し、仕分けをした上で、所管する所属 長に送付する業務を行っている部署であり、本 請求にかかる文書については、管理していな い。	平成25年9月6日 平成25年度第8号	(職員は、一斉の免責無い)広第1538号は、請 求と決定の矛盾有る。(相違)処分の取り消しを 求む。諮問中「同案」(弁明書=業務の支障)を一 文とうりの具体化・具現化出来ず、業務の支障と は、イタズラ電話対応に値する主張。※正当な 府民の声には、業務対応義務を負う。人権意識欠 く、憲法第11条「基本的人権の享受」(99 条)拒否。詳細は、反論書にて行う。地公法第2 9条「道義的責任」否定し、35条「懇切丁寧な執 務執行拒絶、32条「法令遵守」を破る。広第15 38号全開示求む、かつ、所管法不適切の府民 の声だ。◎不適切の声を適切とは、けしからん。 文初財第464号、子どもの権利条約や官報号 外第135号(ボツダム宣言、サンフランシスコ平 和条約・日韓協定)「弁明書の業務の支障根拠 欠き、実態は、人権問題放任(放置)が、府民の 声続き理由と成立。人種差別者が、公務は不可 能を判明させる事案至る。(公務員は、人権尊 重可の資質に限る)「大阪府外国籍住民指針 (HP記載)」の論拠は、人種差別撤廃条約に有 り、国連10年国内行動計画の内訳「人種差別 撤廃条約」表記。同等を差異の扱いした!
2	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第737号)	府情第1530号の法令資料全部。 (府情第1528号は、府情第1531号の 整合性欠く為、本件請求至る!)◎ 尚、就学通知・就学案内は交付義務 を負う)	平成25年8月22日付け 広第1539号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「府情第1530号で部分開示決 定した個人情報に関して、各「府民の声」に添 付されている法令資料で府民文化部府政情報 室広報広聴課が保有するもの」であると理解し た。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、府 民文化部府政情報室広報広聴課は、府民等か ら府に寄せられる提言、要望等を「府民の声」と して登録し、仕分けをしたうえで、所管する所属 長に送付する業務を行っている部署であり、本 請求にかかる文書については、管理していな い。	平成25年9月6日 平成25年度第9号	同上
3	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第738号)	「不登校」対策資料、府内保有分よ り、別紙③私学大学課案件(学校法 人Aの件)、①府教委・児童家庭室も 「不登校」(B市教委・B市C中学校) 合わせて、抜粋した資料求む。	平成25年8月22日付け 広第1539号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「本件請求人にかかる「府民 の声」のうち不登校対策資料が添付されてい るもので府民文化部府政情報室広報広聴課が保 有するもの」であると理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、府 民文化部府政情報室広報広聴課は、府民等か ら府に寄せられる提言、要望等を「府民の声」と して登録し、仕分けをしたうえで、所管する所属 長に送付する業務を行っている部署であり、本 請求にかかる文書については管理していない。	平成25年9月6日 平成25年度第10号	同上
4	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第739号)	○広聴Gは、府民の声サービス上の 時間制限・回数制限の規定等分かる もの求む。(8/8、△△職員は、 「弁」一文根拠が、回数・時間を主 張)	平成25年8月22日付け 広第1539号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「府民等から要望、意見等を 受けるに際し、その対応時間や回数を制限する 規定等」であると理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、本 件公開請求にかかる文書は、作成していないた め管理していない。	平成25年9月6日 平成25年度第11号	同上
5	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第739号)	○迅速に対応すべき行政サービス 基本より、「迅速」示す資料求む。	平成25年8月22日付け 広第1540号	公開	対象文書 ①大阪府広報広聴等事務推進要綱 ②大阪府広報広聴等事務取扱要領 ③「府民の声見える化」マニュアル	平成25年9月6日 平成25年度第12号	同上
6	平成25年8月8日 (平成25年度請求 受付番号第744号)	府情第1530号の「各原課の所管法 適法に有ると分かる」法令資料全部 (府情第2128号)より、府情第1531号 「不」は、不服申し立て行えず、再度 請求する。→◎同請求事項を求む。 府情第1528号「開」有。	平成25年8月22日付け 広第1539号	不存在 非公開	請求の趣旨は、「府情第1531号で不存在によ る非公開決定した『府民の声(当該府民)を批 判可の規定』の再請求」であると理解した。 かかる理解に基づいて文書を検索したが、本 件請求対象文書は、作成又は管理していない ため、保有していない。	平成25年9月6日 平成25年度第13号	同上